

指定居宅介護支援に係る留意事項

- 1 指定居宅介護支援の具体的取扱方針に基づく居宅サービス計画の届出について（頻回な生活援助のプラン）

平成30年9月10日 浜広介第704号

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に基づく居宅サービス計画の届出について (頻回な生活援助のプラン)

概要

介護支援専門員は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2の規定に基づき、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に厚生労働大臣が定める回数（以下「基準」という。）以上の訪問介護を位置付ける場合には、その妥当性を検証するためケアプランを市町村（保険者）へ届け出ることが義務付けられました。

対象となるケアプランを作成又は変更する場合は、当組合に必要書類を提出していただく必要があります。

届出対象となるケアプラン

平成30年10月1日以降に作成又は変更したプランのうち、基準以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けたケアプラン

介護度別基準回数				
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	43回	31回

※上記の回数には、1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護は含みません。

提出する書類

- (1) 理由書（任意様式）※①
- (2) 利用者基本情報（フェースシート）
- (3) 課題分析表（アセスメントシート）
- (4) 課題整理総括表
- (5) 居宅サービス計画書「第1表」（利用者の同意署名を得ているもの）
- (6) 〃 「第2表」
- (7) 週間サービス計画書「第3表」
- (8) サービス担当者会議の要点「第4表」
- (9) 訪問介護計画書（訪問介護事業者から提供されたもの）
- (10) 主治医意見書
- (11) 服薬中の薬剤がわかるもの（お薬手帳のコピー等）※②

※① 居宅サービス計画書等（上記(4)～(8)の書類）に「基準以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）の必要性」が明記されている場合には、別途理由書の提出は不要です。

※② 介護支援専門員が、服薬状況を把握している場合に提出してください。

提出期限

ケアプランを作成又は変更した月の翌月末まで

提出先

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田地区広域行政組合 介護保険課

提出後の流れ

- (1) 届出されたケアプランは、本組合で受付後、浜田市又は江津市において、地域ケア会議等により検討を行います。
- (2) 必要に応じて、当該ケアプランを作成した介護支援専門員並びに当該ケアプランに基づいて訪問サービスを提供する訪問介護事業者に対して、地域ケア会議等への出席を要請する場合があります。
- (3) 地域ケア会議等の検討の結果、サービス内容の再検討を促す場合があります。（利用者の自立支援・重度化防止の観点からより良いサービス提供に資することを目的としており、サービスの利用制限を行うものではありません。）
- (4) 地域ケア会議等の検討の結果については、本組合から連絡いたします。